

区(自治会)への 加入促進マニュアル



諏訪市

もくじ

区への加入促進マニュアル作成にあたって	2
1 区（自治会）の必要性	3
(1) 区（自治会）とは	3
(2) 区（自治会）の主な活動とは	3
(3) 区（自治会）への加入のメリット	4
2 区（自治会）への加入呼びかけの心得	6
(1) 区（自治会）への加入呼びかけの手順	6
【戸別の呼びかけ】	6
【アパート、マンション等の居住者への呼びかけ】	8
(2) 世帯状況に応じた取組み	9
【新しく転入してきた世帯には】	9
【以前から居住している未加入世帯には】	9
3 相手の質問に答えるには（想定問答集）	10
4 市役所の問い合わせ先	13



区への加入促進マニュアル作成にあたって

昨今、我が国は、人口の減少、少子高齢化が社会問題となっており、首都圏のみならず、地方都市でも核家族化が進んでおります。

一方、地震や大雪など予期しない自然災害が、全国各地で発生し、多くの住民生活に大きな影響を与えています。

災害の際に新聞やテレビなどからは、被災地の目を疑うような惨状や被災した住民の悲しみに溢れた声など、心を痛めるニュースばかり流れてきますが、そんな中に、地域住民の支え合いやボランティアなどによる救助支援など、被災地に明るい光を照らしてくれるニュースも目にすることがあり、心が温かくなります。

全国的には、地域住民間の関係の希薄、区への未加入者増加などによる地域力の低下が叫ばれていますが、私たちが住んでいる諏訪市では、安心・安全なまちづくりを目指し、引き続き、区の地域力の堅持と地域住民相互による住みやすいまちづくりを支援するため、ここに、区への加入促進マニュアルを作成しました。

今回のマニュアル作成にあたっては、いくつかの区の関係者からのご意見を参考にさせていただくとともに、日頃、市役所に問い合わせがある事項などをまとめ、区への加入促進にご尽力いただいている区長様等の活動の一助になることを期待しております。

今後とも、安心・安全なまちづくりの促進にご理解ご協力をいただきますようお願いします。

1 区（自治会）の必要性

区の役割を再確認し、その必要性をしっかりと伝えることが区への加入促進活動の第一歩です。

（1）区（自治会）とは

町内・団地などを単位とした、地域のためにさまざまな活動を自主的に行う住民による組織です。区と市が協力して地域の課題解決に取り組み、安心・安全で住みよいまちづくりを目指します。

（2）区（自治会）の主な活動とは

区では、市と協力して以下のような活動を行っています。

①災害に強いまちづくり

近年、全国で大きな自然災害が頻繁に発生していますが、災害のときには、何と言っても隣近所の支え合いが必要不可欠となります。そのため、多くの区で自主防災組織を設立し、防災訓練の実施や備蓄の管理をしています。また、いざというときのために災害時等要援護者登録制度などで、地域の助け合いやつながりをつくっています。

さらに、消防団が日頃の訓練や警戒活動などを通じて、地域防災のために尽力しています。



②地域安全活動や防犯灯の設置・管理

市民の安全、特に児童の通学時の安全を確保するため、防犯パトロールを実施しています。また、一部市の補助を受け、区が防犯灯の設置・管理を行っています。



③ごみステーションの管理、環境美化活動

ごみステーションの場所の確保、清掃などの管理をしています。また、地域の環境美化活動（ごみ拾いや側溝清掃など）を行っています。



④市からのお知らせ等の配布、広報活動

市からのお知らせをはじめとした、各種情報を配布・回覧しています。

(3) 区（自治会）への加入のメリット

区に関心を持ってもらうために、相手にメリットを理解してもらいましょう。

①つながりが増える

地域の行事に参加することで、子どもから高齢者まで、幅広い世代と接する機会が得られます。さまざまな活動を通してコミュニケーションをとり、いざというときに助け合える関係を築くことができます。

②さまざまな情報を得られる

回覧板などによって、区や市主催の行事案内などの情報や、暮らしに関する重要な情報を逃すことなく入手できます。

③よりよい地域環境づくりが進む

核家族化・少子高齢化が進み、他人とのつながりが希薄化している現代において、防災・防犯・福祉の活動がある区の力が大きな助けとなります。また、清掃活動などの実施でよりよい地域環境づくりに貢献しています。

④地域の課題を解決できる



地域で困りごとがあるときは、区で話し合い解決の糸口を探ります。個人ではどうにもならないことも、区で話し合い、時には区を通して市に相談することでよりスムーズに対応できます。

↳ 区独自の取組み例

近くにある小学校と協力し、登下校中の避難訓練を行いました。区では専用の避難者カードを用意し、避難してきた児童に名前、学年、連絡先などを記入してもらい、親や学校からの問い合わせに対応できるように工夫しました。



2 区（自治会）への加入呼びかけの心得

区に加入してもらうには、一部の役員だけではなくみんなで取組むことが大切です。

(1) 区（自治会）への加入呼びかけの手順

【戸別の呼びかけ】

①準備

● 未加入世帯を把握する

- 地図を活用する

住宅地図などを参考に未加入



世帯を把握し、情報を整理すると現状把握がスムーズにいきます。

- 転出入に気を配る

空家、取壊しまたは新たに建築した場所などに留意し、区内で情報を共有しましょう。

● 訪問時の説明資料等を用意する

訪問時には、口頭のみで活動内容などを説明するよりも、資料を提示しながら説明したほうが相手に伝わります。

(準備するものの例)

- あいさつ文

➤ 区への加入案内チラシ・加入申込書

加入申込書には区運営に必要な項目を記載します。個人情報の取扱いに配慮した一文を添えるとよいでしょう。

- 区規約・役員名簿

区長や班長などの連絡先を記載し、相手が区と連絡を取れるようにしましょう。

- 総会資料・広報紙



総会資料は難しいという印象を持たれがちです。実際の活動が具体

的に分かるものを用意しましょう。

- 訪問時の説明内容を考える

活動内容・行事を説明するとともに、区への加入のメリットを理解してもらえると、加入につながりやすくなります。また、想定される質問に答えられるようにしておきましょう。

- 訪問する時期、時間、訪問者、訪問人数を決める

- 訪問時期

転入世帯へは、居住開始後、間を置かずに訪問するとよいでしょう。

以前から居住していて未加入の世帯には、年度始めや行事などの開催に合わせて訪問しましょう。

- 訪問時間

食事時や夜間はなるべく避け、相手が対応しやすい時間帯を選びましょう。

- 訪問者

区長や班長など、区の体制や実情に応じて決めましょう。

- 訪問人数

2～3人



②訪問

初回の訪問は簡単な説明にとどめ、時間を取り過ぎないようにします。

2回目の訪問は、1週間程度の間を置くとよいでしょう。初回の訪問で加入を拒否された場合は、訪問者を替えるなどの工夫をしましょう。

③アフターフォロー

新規加入者を総会で紹介したり、日頃からあいさつや声かけをするなどして、できるだけ早く地域になじめるよう配慮しましょう。

【アパート、マンション等の居住者への呼びかけ】

アパートやマンション等の居住者には、個人への呼びかけはもちろん、家主や管理会社へ協力を依頼して加入を呼びかけていきましょう。

①準備

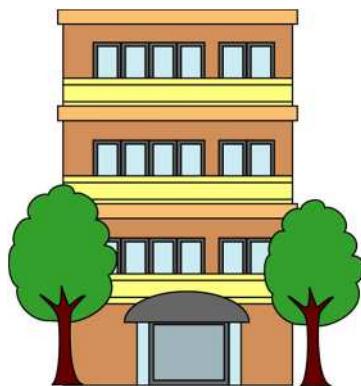
● 転出入、開発計画に気を配る

アパートの新規建築、マンションの開発計画などに留意し、区内で情報を共有しましょう。

● 訪問時の説明資料等を用意する

(準備するものの例)

- あいさつ文
- 区への加入案内チラシ・加入申込書
- 区規約・役員名簿
- 総会資料・広報紙



● 訪問する時期、時間、訪問者、訪問人数を決める

➤ 訪問時期

転入世帯へは、居住開始後、間を置かずに訪問するとよいでしょう。

また、マンションの開発計画を知ったら、速やかに開発事業者を訪問します。

➤ 訪問者、訪問人数

区長や班長など複数人で訪問します。

②訪問



家主に区の必要性や加入のメリットを伝え、入居者に加入を促してもらうよう協力を依頼します。

管理会社へは、アパート単位での加入を依頼し、取りまとめを依頼します。

マンションの開発事業者には、販売チラシに区費を

記載するなどの協力を依頼します。

③アフターフォロー

全戸加入に至らなかった場合は、個別に訪問しましょう。

(2) 世帯状況に応じた取組み

新しく転入してきた世帯と以前から地域に居住している世帯では、状況や未加入の理由が異なります。それぞれの状況に合わせた呼びかけを行いましょう。

【新しく転入してきた世帯には】



新しく転入してきた世帯は、地域の公共施設、医療機関、災害時の避難場所、ごみステーションの場所など身近な情報を知りたいものです。これらの情報を得られる地図や案内を配布すると、区とのつながりを持つよいきっかけとなります。



【以前から居住している未加入世帯には】

年度始めや行事の開催に合わせて訪問しましょう。区の今後の予定を案内し、行事への参加を呼びかけましょう。

☞ 以前から未加入のアパート、マンションなどへの呼びかけ

以前から未加入の集合住宅には、何らかの理由があるかもしれません。訪問する前にこれまでの事情を知っている人（家主や管理会社等）に聞くなど、状況を把握しておくとよいでしょう。

3 相手の質問に答えるには（想定問答集）



訪問時に想定される質問と回答例を参考に掲載しますので、訪問前に回答できるよう準備を進めましょう。なお、回答例は区の実情に合わせて、アレンジしてご利用ください。

Q. 区とは何ですか？

A. 同じ地域の住民が、幅広い世代の親睦を図りながら、行事・防災活動などを行うことにより、自分たちの住むまちを安心・安全で住みやすいまちにしていくための自主的な組織です。

Q. 区には必ず加入しないといけないですか？

A. 区への加入は強制ではありません。しかし、区では防災・防犯活動やごみステーションの管理など、地域生活に密着した課題に力を合わせて取り組んでいますので、加入をお願しています。

Q. 諏訪市にはいくつの区がありますか？

A. 約90の区があります。

Q. 区に加入した場合のメリットは何ですか？

A. 防災訓練などで災害時等の「いざ」というときに助け合えるまちづくりをしたり、防犯パトロールや防犯灯の設置などにより防犯活動をしています。また、ごみステーションの管理をして地域の環境美化に貢献しています。子どもがいる世帯は、子ども会や行事を通して子どもの思い出づくりに役立ちます。一方、高齢者世帯へは、定期的に声かけをするなどして、地域とのつながりを絶やさないようにしています。



Q. 区費は月（年）いくらですか？

A. 区費は1ヶ月（1年）〇〇〇円です。集金は、〇ヶ月に1回、班長が各家庭を回っています。

Q. 市が地域のことをしてくれるのではないですか？

A. 地域や家庭での課題が多くなってきて

おり、市が取り組むのは時間的にも量的にも難しくなってきています。地域の現状を一番理解している区が市と協力することで、スムーズに問題解決に向けて取り組むことができます。



Q. 個人情報は適切に管理していますか？

A. みなさんから提供された情報は、区で定めた目的のみに利用します。〇〇（区長、班長など）が責任を持って管理し、本人の承諾なしに第三者へ提供することはありません。

Q. 区費が払えないのですが…

A. 区費の納入方法や減額について役員会で検討することもできます。

Q. 役員は荷が重いのですが…

A. 高齢で役員になることが困難な方は免除するなど、役員会で検討することもできます。



A. 休日の行事のお手伝いだけなど、できることからで構いません。また、みんなで助け合いながら活動できるよう体制を整えています。

↳ 区独自の取組み例

高齢者が増加し、役員のなり手がいなくなってきたため、区の規約を改正して、役員の免除年齢を65歳から76歳に引き上げました。また、女性も役員になれるよう、性別不問としました。



Q. 単身（学生）のため、長く住む予定はないのですが…

A. 区は、ごみステーションの管理、清掃活動など、みなさんの生活に密着した活動をしています。また、災害時などいざというときに、地域とのつながりを持っておけば必ず助けになるはずです。



4 市役所の問い合わせ先

主な市役所の問い合わせ先を掲載しています。

○防災に関すること 危機管理室市民安全係 ☎52-4141（内線 258）

○防犯灯の設置・管理に関すること 消防庶務課庶務係 ☎52-0299

○要援護者登録制度など高齢者福祉に関すること

社会福祉課社会係、障がい福祉係 ☎52-4141（内線 231, 232）

高齢者福祉課高齢者福祉係 ☎52-4141（内線 298）



○子ども会（子ども育成会）に関すること

教育総務課青少年係 ☎52-4141（内線 465）

○児童遊園に関すること こども課子育て支援係 52-4141（内線 448）

○ごみステーションの管理等ごみの収集に関すること

環境課環境衛生係 ☎52-4141（内線 211）

○広報すわ等市からの配布物に関すること

秘書広報課広報戦略係 ☎52-4141（内線 325）

○その他、区・自治会に関すること

地域戦略・男女共同参画課地域支援係 ☎52-4141（内線 284・288）